



# 宮 崎 県 公 報

令和6年8月15日(木曜日) 第535号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

目 次	頁
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 1	
○二級建築士免許の取消し…………… (建築住宅課) 1	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 2	

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年8月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセントラルイアル加納店  
宮崎市清武町加納乙 382-4 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太  
福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太  
福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年3月30日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,354㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
敷地北側 147台(駐車場No.1)  
店舗屋上 101台(駐車場No.2)  
合計 248台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
敷地東側 48台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南側 108.54㎡(荷さばき施設No.1)  
建物北側 38.50㎡(荷さばき施設No.2)  
合計 147.04㎡
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内南側 8.742㎡(廃棄物保管施設No.1)

建物内北側 7,245㎡(廃棄物保管施設No.2)  
合計 15,987㎡

- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
  - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
出入口2箇所 敷地北側  
入口 1箇所 敷地東側  
合計 3箇所
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 届出年月日  
令和6年7月29日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - 期間  
令和6年8月15日から令和6年12月16日まで
- 意見書の提出先及び期間
  - 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
  - 期間  
令和6年8月15日から令和6年12月16日まで
- 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。  
  
建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。  
令和6年8月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免許の取消しをした年月日  
令和6年8月2日
- 2 免許の取消しを受けた建築士
  - (1) 氏名  
中別府 正吾
  - (2) 二級建築士又は木造建築士の別  
二級建築士
  - (3) 登録番号  
宮崎県知事登録第7104号
- 3 免許の取消しの理由  
懲役1年6月(執行猶予3年)の刑が令和6年6月6日に確定しており、建築士法第9条第1項第3号に該当したため。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第13号

警備業法(昭和47年法律第117号)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和6年8月15日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	実 施 日	定員
追加取得講習	1号警備業務	令和6年11月12日(火)から11月15日(金)まで	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3  
宮崎県技能検定センター  
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
1号警備業務 (追加取得講習)	令和6年9月30日(月)から10月11日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	1号警備業務	23,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに

掲載する。

- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--